

令和5年度第2回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和5年7月27日（木）午前9時15分～12時30分

【場 所】[委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所 11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員

寺川 祐一委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 第1回の審議保留案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（条件付・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 4件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について
- (4) その他

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題1－(1) 第1回の審議保留案件についての審議

対象案件：「南部水再生センター30・40系列水処理等設備工事」

委員：「前回の委員会で、今回までに確認とした、総合評価落札方式の技術評価点をどのような基準で評価しているのかについて説明をお願いします。」

本市：総合評価落札方式について制度説明。

委員：「前回の委員会で、今回までに確認とした、見積を何者からとったか、見積事業者が入札に入ってきているかどうかについて説明をお願いします。」

本市：「見積については一部を、専門事業者に調査を委託し、当該事業者がメーカー等に調査して、金額を確認しています。見積事業者は入札に参加していません。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札(条件付・総合評価落札方式)に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「小港一丁目公園基盤整備工事」
2 「東野中学校武道場増築その他工事(建築工事)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 落札率が高く、1者応札のため。
- 2 対象案件で唯一の総合評価落札方式(簡易型)の対象案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について評価項目の「企業の施工能力」に「若手・女性の登用」があり、落札者は4点満点中1点と低いようですがなぜでしょうか。」

本市：「若手・女性技術者の登用」の評価項目は、配置予定技術者と担当技術者がそれぞれ若手の場合は3点、その技術者のうちいずれかが女性の場合はさらに1点加点して、満点は4点となります。

技術者には、配置予定技術者と、配置技術者とは別に配置する担当技術者がいますが、配置予定技術者に若手を配置する場合は2点、担当技術者に若手を配置する場合は1点、の配点としています。今回は、担当技術者に若手を配置する予定だったためです。」

委員：「2について、総合評価落札方式(簡易型)で「企業の技術力」の項目が2つ、「企業の施工能力」について1項目、「企業の社会性・信頼性」について1項目です。

これは簡易型ということで、技術力の配点割合を高くしていたと考えていいのでしょうか。」

本市：「簡易型・標準型では配点を「企業の施工能力」では50%以上とすることとしています。

今回の工事では、木材の調達や保管の方法等について、「品質管理に係る技術所見」を評価項目としていました。

また、学校なので施設運営への配慮や騒音・振動対策等について、「施工上配慮すべき事項」を評価項目としています。」

委員：「今回の落札者は同点の応札者がいたので、入札金額で決まったのでしょうか。落札者の決定の際、入札金額と技術評価点はどのように反映されますか。」

本市：「技術評価点を入札金額で割った値である評価値が一番高い者を落札者としています。」

委員：「1について、横浜市では予定価格が1億円を超えると、とび・土工事はJV対象とすることとなっています。このことが原因で1者応札となったのでしょうか。1億円を少し超えた程度の案件でJVを組ませると、利益の確保が難しいということでしょうか。見直しのタイミングはあるのでしょうか。」

本市：「必要に応じて見直しを行っています。今後、とび・土工事における混合入札導入についても検討していきます。」

委員：説明を了承。

議題1－(3) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件4件についての審議

抽出案件：1 「臨港パーク先端護岸整備工事(その1・地盤改良工)」
2 「上飯田中学校体育館改修その他工事(建築工事)」
3 「災害情報画像伝送システム更新工事(その2)」
4 「樽町二丁目ほか3か所口径50mmから150mm配水管布設替工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 対象案件の中で最も予定価格が高く、技術者の施工経験を入札参加資格に設定した案件であるため。
- 2 主観点のインセンティブ発注対象工事であり、工種「建築」の中で、高額なため。
- 3 応札者が1者と少なく、工種「電気通信」の中で、高額なため。
- 4 落札率が100%の案件の中で、入札参加者数が最も多い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「2について、今回の工事は建築では高額とのことでした。巾木や回り口のところにアメリカ産ヒバが使われているようです。今の時期、外材が非常に高騰しています。国内材に回帰する方向性にも逆行します。外国産のものを使うことによって金額が高額になっているのではないかと気もします。何か検討はしたのでしょうか。」

本市：「国内産木材の使用については、発注課で検討しています。

そのほか、体育館用の建具やアスベスト除去の部分については、単価表ではなく専門事業者に見積徴収をしたと聞いています。」

委員：「4について、予定価格と同額が2者あり、くじで当選した事業者が落札者となっています。最低制限未達が15者、予定価格超過が6者で、どうしてこのような入札結果になったと考えますか。」

本市：「最低制限価格は、開札まで金額が誰にも分からないようにシステムでランダム係数を掛けています。今回は、ランダム係数の範囲の中で高い値が選ばれているので、最低制限価格が高くなり、これだけ最低制限価格未達の事業者が発生したと考えられます。」

委員：「内訳書不備の事業者もありますが、どうしてこのようなことが起こったか詳しく説明してください。」

本市：「今回は、入札公告で提出を求めている中科目別内訳書の提出がなかったため、内訳書不備で無効としています。」

内訳書は、積算の確認のため、入札の際に添付することとしており、無効の要件として公告に定めています。」

委員：「最低制限価格は、ランダム係数を掛けて決めているということでしたが、そういう設定方法でなければいけないものなのでしょうか。今回のように最低制限価格未満の事業者が多いと、設定方法に問題がなかったか、考え直すことはないでしょうか。」

本市：「ランダム計数は価格漏洩防止のため、開札まで最低制限価格が誰も分からないように採用しています。また、現在、国のほうでも低入札防止対策として、調査基準価格の引上げを行っています。本市ではその動向を踏まえて国を上回る基準で最低制限価格、調査基準価格を設定しています。」

委員：「参加事業者が全者、最低制限未満になった場合にはもう一度、ランダム係数を掛け直すのですか。」

本市：「全者が最低制限価格を下回った場合には、システムが自動でその中で最も高い応札金額に相当する値を計数として計算します。」

委員：「横浜市が最低制限価格や調査基準価格を高めにする理由として、低入札防止対策というのは分かりますが、予定価格の90%以上に設定することは妥当なのでしょうか。」

本市：「最低制限価格の計算式のうち、直接工事費に掛けている部分を、国は97%のところを本市では100%に設定しています。工事に直接関係する費用については、事業者がそこで困ることがないように、そのまま最低制限価格に反映しようという趣旨で設定しているため、国より高い基準となっています。また、どの自治体も100%に設定しているわけではないので、他の自治体と比べても高い基準となっています。」

委員：説明を了承。

議題1－(4) 随意契約についての審議

抽出案件：1 「金沢工場ボイラー設備定期検査等整備工事」
2 「中野線口径600mm配水管布設替工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 対象案件のなかに、工場の定期検査等整備工事が複数あり、他の対象案件と比較して、契約金額が大きいため。
- 2 通常は一般競争入札で発注している工事内容であるが、随意契約としているため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「1について、今回は**検査等整備工事**ですが、工場を建設した際の工事も今回の事業者との随意契約だったのでしょうか。」

本市：「工場の建設工事については指名競争入札を行いました。この時に契約した事業者と随意契約で**検査等整備工事**を行っています。」

委員：「予定価格をどのように積算しているのでしょうか。競争性がないため、高い見積金額で工事をせざるを得なくなりませんか。」

本市：「予定価格は、耐火物補修等、専門性の高いものについては見積りを徴収し、過去の工事実績や同種工事等を参考に価格を精査しています。

また、弁の取り外しや足場の仮設といった一般的な作業については、国の積算基準や資源循環局の積算資料等に沿って適切な算出を行っています。」

委員：「当時、自治体のごみ焼却施設の建設工事で入札談合があったと記憶しています。この工場を建設した際の工事では入札談合がなかったのでしょうか。」

本市：「ご指摘のとおり、当時、入札談合と住民訴訟があったと記憶しています。」

委員：「今回の検査整備工事が随意契約となるのはやむを得ないとしても、このような背景があるのであれば、発注の際に厳しい目で審査していただきたい。」

委員：「2について、NEXCO東日本が道路を変更しなければ発生しなかった工事でしょうか。」

本市：「新しい道路の建設のため、水道管を新設しなければならない部分もありますが、そもそも水道管の老朽化に伴い、地震に強い水道管に変えなくてははいけなかった部分もあると聞いています。」

委員：「今回の案件のように本来、横浜市で発注する必要がない工事を行うにあたり、原因となった民間企業等に費用負担を求めることないのでしょうか。」

本市：「案件に応じて費用負担を求める工事と求めない工事があります。今回の場合は新しい道路の建設と老朽化に伴う工事のため、本市と事業者で費用負担します。」

委員：説明を了承。

議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了承。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。